

建築関係 法令集

法令編

令和6年版 追録

【ダウンロード版】

①次の法令について、追録を発行いたします。試験の際には、本追録を参照してください。

- 建築基準法施行規則
- 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（抄）
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（抄）
- 建築士法施行規則（抄）

②官報は、基本的に漢数字表記ですが、追録は法令集と同様、号数を除き算用数字に変換しています。内容の正確性については万全を期していますが、官報で記載された内容と異なる場合は、官報の記述が優先します。

本追録ダウンロード版はプリントアウトして試験会場へ持ち込むことはできません。

- 追録を試験会場に持ち込む場合は、総合資格学院が配布する冊子の追録をお取り寄せ頂ぎ、ご利用ください。
- 冊子をご希望の方は、最寄りの当学院までご連絡下さい。

収録法令一覧

法令名 (掲載順)	制定	掲載条文	施行日	掲載
建築基準法施行規則	令和5年12月12日 国土交通省令第93号	第10条の3	令和5年12月13日	p.3
	令和5年12月28日 国土交通省令第98号	第1条の3、第2条、第3条の4、第3条の5、第3条の7、第3条の9、第3条の11、第3条の22、第3条の26、第4条の6、第4条の7、第4条の13、第4条の14、第4条の16、第4条の16の2、第6条の3、第6条の4、第10条の2、第10条の5の14、第11条の3	令和5年12月28日	
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(抄)	令和5年12月28日 国土交通省令第98号	第9条、第28条、第29条、第29条の2、第31条の10、第31条の11、第31条の11の2	令和5年12月28日	p.7
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(抄)	令和5年12月28日 国土交通省令第98号	第14条、第18条	令和5年12月28日	p.9
建築士法施行規則(抄)	令和5年12月28日 国土交通省令第98号	第17条の16、第17条の17の2、第17条の17の2の2、第17条の39、第17条の41、第20条の3、第21条、第22条の2、第22条の2の3、第22条の2の5、第22条の4、第22条の5の2	令和5年12月28日	p.10

建築基準法施行規則

[1]

制定：令和5年12月12日 国土交通省令第93号

施行：令和5年12月13日

第10条の3（敷地と道路との関係の特例の基準）

(略)

2 (略)

3 法第43条第2項第一号の国土交通省令で定める建築物（その用途又は規模の特殊性により同条第3項の条例で制限が付加されているものを除く。）の用途及び規模に関する基準は、次のとおりとする。

一 次のイ及びロに掲げる道の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる用途であること。

イ 第1項第一号に規定する道 法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途以外の用途

ロ 第1項第二号に規定する道 一戸建ての住宅、長屋又は法別表第2(イ)項第二号に掲げる用途

二 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が500㎡以内であること。

4 (略)

[2]

制定：令和5年12月28日 国土交通省令第98号

施行：令和5年12月28日

第1条の3（確認申請書の様式）

法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表1の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表2の(2)3項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(2)8項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(2)9項の(3)欄に掲げる日影図と、表1の(3)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表2の(2)8項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建

築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(4)5項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) (略)

(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物（用途変更をする建築物を除く。）それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書

（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第1項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第3条の22第1項及び第2項において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指

定したのもをもつて代えることができる。

(i)、(ii) (略)

(3) (略)

二～四 (略)

2～11 (略)

第2条 (確認済証等の様式等)

(略)

2 法第6条第6項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 申請に係る建築物(法第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物に限る。)の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三～五 (略)

3～5 (略)

第3条の4 (指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)

(略)

2 (略)

3 前2項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織(指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3条の11、第3条の22(第6条の10、第6条の12、第6条の14及び第6条の16において準用する場合を含む。)及び第11条の2の2を除き、以下同じ。)の使用又は電磁的記録媒体の交付によることができる。

第3条の5 (確認審査報告書)

(略)

2、3 (略)

4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとき

は、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項各号の書類に代えることができる。

第3条の7 (構造計算適合性判定の申請書の様式)

法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第18号の2様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) (略)

(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書(第1条の3第1項第一号ロ(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び同号ロ(2)に規定する国土交通大臣が指定した構造計算の計算書)。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第1項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体及び同号ロ(2)ただし書に規定する国土交通大臣が指定した図書をもつて代えることができる。

(i)、(ii) (略)

(3) (略)

二～四 (略)

2～4 (略)

第3条の9 (適合判定通知書等の様式等)

(略)

2 法第6条の3第5項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 申請に係る建築物の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかの判定の申請を受けた場合において、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三 (略)

3、4 (略)

第3条の11 (指定構造計算適合性判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等)

(略)

2 法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第5項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 申請に係る建築物の計画が令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、法第20条第1項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかの判定の申請を受けた場合において、第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三 (略)

3、4 (略)

5 第1項及び前2項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織(指定構造計算適合性判定機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)の使用又は電磁的記録媒体の交付によることができる。

第3条の22 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録特定建築基準適合判定資格者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～三 (略)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求イ (略)

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 (略)

第3条の26 (帳簿の記載等)

(略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、第1項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 (略)

第4条の6 (指定確認検査機関が交付する検査済証の様式)

(略)

2 (略)

3 前項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体の交付によることができる。

第4条の7 (完了検査報告書)

(略)

2、3 (略)

- 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項各号の書類に代えることができる。

第4条の13 (指定確認検査機関が交付する中間検査合格証の様式)

(略)

2 (略)

- 3 前項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体の交付によることができる。

第4条の14 (中間検査報告書)

(略)

2、3 (略)

- 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項各号の書類に代えることができる。

第4条の16 (仮使用の認定の申請等)

(略)

2～4 (略)

- 5 特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、法第7条の6第1項第一号又は第二号の規定による仮使用の認定をしたときは、別記第35号様式、別記第35号の2様式又は別記第35号の3様式による仮使用認定通知書に第1項又は第2項の仮使用認定申請書の副本を添えて、申請者に通知(指定確認検査機関が通知する場合にあつては、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体の交付を含む。)するものとする。

第4条の16の2 (仮使用認定報告書)

(略)

2、3 (略)

- 4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて

同項各号の書類に代えることができる。

第6条の3 (台帳の記載事項等)

(略)

2 (略)

- 3 第1項各号に掲げる事項又は前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第12条第8項に規定する台帳への記載又は同項に規定する書類の保存に代えることができる。

- 4 法第12条第8項に規定する台帳(第2項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

- 5 第2項に規定する書類(第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

一、二 (略)

6 (略)

第6条の4 (都道府県知事による台帳の記載等)

(略)

2 (略)

- 3 申請書等又は前項に規定する事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ都道府県において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて申請書等の保存又は第1項に規定する台帳への記載に代えることができる。

- 4 第1項に規定する台帳(申請書等を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

- 5 申請書等(第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、法第6条の3第4項又は法第18条第7項の規定による通知書の交付の日から起算して15年間保存しなければならない。

第 10 条の 2 (指定道路図及び指定道路調書)

(略)

- 2 指定道路図又は指定道路調書に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてそれぞれ指定道路図又は指定道路調書への記載に代えることができる。

第 10 条の 5 の 14 (検査方法等)

法第 68 条の 18 第 2 項 (法第 68 条の 22 第 2 項及び法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。) の国土交通省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

一～四 (略)

五 前号の検査記録簿 (次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。) は、当該型式部材等の製造をした工場等の所在地において、記載の日から起算して 5 年以上保存すること。

- 2 前項第四号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同号の検査記録簿に代えることができる。

第 11 条の 3 (書類の閲覧等)

法第 93 条の 2 (法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。) の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

一～八 (略)

- 2、3 (略)

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令 (抄)

制定：令和 5 年 12 月 28 日 国土交通省令第 98 号

施行：令和 5 年 12 月 28 日

第 9 条 (帳簿)

(略)

- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) に備えられたファイル又は電磁的記録媒体 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。) に記録され、必要に応じ指定建築基準適合判定資格者検定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第 77 条の 11 に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 法第 77 条の 11 に規定する帳簿 (前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。) は、第 12 条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

第 28 条 (帳簿)

(略)

- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第 77 条の 29 第 1 項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 法第 77 条の 29 第 1 項に規定する帳簿 (前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。) は、第 31 条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

第 29 条 (図書の保存)

(略)

- 2 前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必

要に応じ指定確認検査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって同項の図書及び書類に代えることができる。

- 3 法第 77 条の 29 第 2 項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第 6 条第 1 項又は法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から 15 年間保存しなければならない。

第 29 条の 2（書類の閲覧等）

（略）

2、3（略）

- 4 法第 77 条の 29 の 2 各号の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ確認検査の業務を行う事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって同条各号の書類に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。
- 5 指定確認検査機関は、第 2 項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して 5 年を経過する日までの間当該確認検査の業務を行う事務所に備え置くものとする。
- 6 指定確認検査機関は、法第 77 条の 29 の 2 各号の書類（第 4 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を閲覧に供するため、閲覧に関する規則を定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第 31 条の 10（帳簿）

（略）

- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第

77 条の 35 の 14 第 1 項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

- 3 法第 77 条の 35 の 14 第 1 項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、第 31 条の 14 の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

第 31 条の 11（図書の保存）

（略）

- 2 前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって同項の図書及び書類に代えることができる。
- 3 法第 77 条の 35 の 14 第 2 項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用する法第 6 条の 3 第 4 項又は法第 18 条第 7 項の規定による通知書の交付の日から 15 年間保存しなければならない。

第 31 条の 11 の 2（書類の閲覧等）

（略）

2、3（略）

- 4 法第 77 条の 35 の 15 各号の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ構造計算適合性判定の業務を行う事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって同条各号の書類に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。
- 5 指定構造計算適合性判定機関は、第 2 項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して 5 年を経過する日までの間当該構造計算適合性判定の業務を行う事務所に備え置くものとする。
- 6 指定構造計算適合性判定機関は、法第 77 条の 35 の 15 各号の書類（第 4 項の規定による記録

が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を閲覧に供するため、閲覧に関する規則を定め、構造計算適合性判定の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

建築物の耐震改修の促進に関する法律 施行規則（抄）

制定：令和5年12月28日 国土交通省令第98号

施行：令和5年12月28日

第14条（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

（略）

- 2 登録資格者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～三（略）

- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ（略）

- ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

- 3（略）

第18条（帳簿の記載等）

（略）

- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4（略）

建築士法施行規則（抄）

制定：令和5年12月28日 国土交通省令第98号

施行：令和5年12月28日

第17条の16（工事監理報告に係る情報通信の技術を利用する方法）

法第20条第4項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一（略）
- 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第17条の27において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに結果を記録したものを交付する方法

2、3（略）

第17条の17の2（工事監理報告に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

令第7条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一（略）
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2、3（略）

第17条の17の2の2（構造設計一級建築士への法適合確認）

法第20条の2第2項の規定による確認は、次に掲げる図書及び書類の審査により行うものとする。

- 一、二（略）
- 三 建築基準法第20条第1項第二号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合にあつては、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体

四（略）

2（略）

第17条の39（延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

法第22条の3の3第4項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一（略）
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2、3（略）

第17条の41（延べ面積が300㎡を超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

令第8条第1項において準用する令第7条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一（略）
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2、3（略）

第20条の3（設計等の業務に関する報告書）

（略）

2（略）

3 法第23条の6各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同条に規定する設計等の業務に関する報告書への記載に代えることができる。

4 都道府県知事は、法第23条の6に規定する設計等の業務に関する報告書（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、その提出を受けた日から起算して5年間保存しなければならない。

第21条（帳簿の備付け等及び図書の保存）

（略）

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該建築士事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示され

るときは、当該記録をもつて法第24条の4第1項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

- 3 建築士事務所の開設者は、法第24条の4第1項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、当該閉鎖をした日の翌日から起算して15年間当該帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を保存しなければならない。
- 4、5 （略）

第22条の2（書類の閲覧）

（略）

2、3 （略）

- 4 前2項の書類に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該建築士事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第24条の6に規定する書類に代えることができる。この場合における法第24条の6の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。
- 5 建築士事務所の開設者は、第2項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間、当該建築士事務所に備え置くものとする。

第22条の2の3（重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

法第24条の7第3項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2、3 （略）

第22条の2の5（重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

令第8条第2項において準用する令第7条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2、3 （略）

第22条の4（書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

法第24条の8第2項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2、3 （略）

第22条の5の2（書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

令第8条第3項において準用する令第7条第1項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2、3 （略）

令和6年版
建築関係法令集【法令編】 追録ダウンロード版

令和6年4月1日 発行 非売品

編集 総合資格学院 **編集責任者**: 福田年則 / 中川和之

発行 株式会社 総合資格

発行人 岸 和子

〒163-0557 東京都新宿区西新宿1-26-2

電話 (03) 3340-6714 (販売に関する問い合わせ先)

(03) 3340-6711 (内容に関する問い合わせ先)

総合資格学院 URL <https://www.shikaku.co.jp/>

総合資格学院出版サイト URL <https://www.shikaku-books.jp/>

Printed in Japan

©Sogoshikaku Co., Ltd. 2024

*本書の一部または全部を無断で複写、複製、転載、あるいは電子媒体などに入力することを禁じます。

*落丁・乱丁はお取り替え致します。

本書に関する法改正・正誤などの最新情報は当社ホームページ(<https://www.shikaku.co.jp/>)及び当社出版サイト(<https://www.shikaku-books.jp/>)にてご案内致します。定期的に、また、試験直前には必ずご確認ください。